



新紙幣発行記念

山梨と貨幣ゆかりの地ツアー



新旧紙幣ゆかりの地や人物に関する施設を巡りながら、郷土の先人たちと金融・貨幣の歴史について学ぶバスツアーです！



① 山梨中銀金融資料館
(金融と貨幣の歴史)

③ 富士山世界遺産センター
(各自で昼食・自由見学)

⑤ 山梨県立文学館
(旧紙幣肖像・樋口一葉)

スタート

② 山梨県立博物館
(新紙幣裏面・富嶽三十六景)
※展示は高精細レプリカ

④ 本栖湖展望公園
(旧紙幣裏面・本栖湖畔の逆さ富士)

ゴール

◆日時：令和6年
9月28日(土) 9:00 ~ 17:10

※8:45までに甲府駅北口「YATSUDOKI 甲府駅北口店」横の円形ベンチ付近にお集まりください。

◆参加費：ひとり500円(バス代、入館料、保険料など)

◆対象：どなたでも参加できます。 ◆定員：先着20名(最少催行人員15名)

※小学生は保護者同伴、中・高校生のみ参加も可能ですが、保護者同意書の提出が必要となります。

※添乗員及び山梨県立博物館学芸員が同行します。

◆持ち物：筆記用具、帽子、タオル、飲み物、履き慣れた歩きやすい靴、昼食(お弁当など)

※昼食場所は「富士山世界遺産センター」を予定しています。飲食店もありますが、他のお客様の状況によっては、混雑のためご利用いただけない可能性も考えられます。昼食持参の方はバスの中でお召し上がりいただけます。

◆申込み・お問合せ

【旅行企画・実施】公益社団法人やまなし観光推進機構

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁舎別館2階

TEL: 055-231-2230 FAX: 055-221-3040 MAIL: y-tabii@yamakan-sk.jp

※参加申込み、参加費のお支払いについては、裏面をご覧ください。



第20回展示「江戸から明治へー転換期を生きた人々ー」令和7年3月31日(月)まで開催!



主催・お問い合わせ

山梨近代人物館

The Museum of
MODERN YAMANASHI HISTORICAL FIGURES

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL: 055-231-0988 FAX: 055-231-0991

(HP) <https://www.pref.yamanashi.jp/ykj/index.html>

(Mail) y-jinbutukan@yamanashi-bunka.or.jp



Facebook



ホームページ

「山梨近代人物館」で検索!
フォローすると最新情報が受け取れます。

ご記入の上、(公社) やまなし観光推進機構宛にご郵送またはご持参ください。

令和6年度 第5回「山梨近代人物館教育普及事業」
「新紙幣発行記念 山梨と貨幣ゆかりの地ツアー」

申込書並びに保護者同意書 日時：令和6年9月28日(土)

参加者本人 (参加者本人の自署で ご記入ください。)	氏名					
	住所					
	電話番号					
	生年月日	年	月	日生	年齢	歳
	学校名/学年	/				

上記の者の参加申込みに同意します。

保護者様 (保護者様の自署で ご記入ください。)	氏名				印
	続柄				
	住所				
	電話番号				

※中高生のみのご参加の場合は、必ず保護者同意書にご署名ご捺印の上、ご提出ください。また小学生以下のお子様のみのご参加はできません。

※2名以上でご参加の場合は、申込人数分の申込書をそれぞれご提出ください。

お支払方法: お電話にてお申込みの上、やまなし観光推進機構(山梨県庁別館2階)の窓口でのお支払い
または銀行振込(山梨中央銀行 県庁支店 普通 670860 (公社)やまなし観光推進機構)にてお願いいたします。

お申込み専用ダイヤル 055-231-2230

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。

- 募集型企画旅行取引条件説明書(要約)
この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。
- お申し込み
(1) お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
(3) a. 旅行開始日に65歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。
- 旅行代金
(4) 旅行開始日に満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども代金を適用します。
- 旅行契約内容・代金の変更
(5) 当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- 取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
(6) お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

- 取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
(7) ①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どりの実施が不可能となったとき。
- 当機構による旅行契約の解除
(8) 次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)・旅行代金を期日までに支払っていただけないとき。・申し込み条件の不適合。・病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- 特別補償
(9) 当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。
- 個人情報の取り扱いについて
(10) 当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
(11) 当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用させていただくことがあります。
- 募集型企画旅行契約約款について
(12) この条件に定めのない事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

国内旅行傷害保険加入のおすすめ

より安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で国内旅行傷害保険をかけられることをおすすめいたします。

解除の時期	取消料の内容
11日目に当たる日以前の解除	無料
10日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%
7日目に当たる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%



公益社団法人

やまなし観光推進機構

旅行企画・実施

富士の国やまなし旅センター

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号

住所 〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2F

電話番号 055-231-2230 FAX055-221-3040

E-mail y-tabii@yamakan-sk.jp

総合旅行業務取扱管理者 岡 美広 担当 糸井 和夫

お客様の旅行を取扱う営業所での説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。



ひし丸くん